

『寄居町の民話』とはなんぞや。

今月の寄居町の民話は、暑い夏にゾッと涼しくなる不思議な話を2つご紹介します。

ひとだま 人魂の話

もうずいぶん昔の話だけど、近所のおばさんにきいたんだよ。そのおばさんが子どものころ、このぐらい(大きいものは人の頭ぐらいで小さいものはこぶしぐらい)の人魂が道ばたをころがったんだって。いまは見ることもなくてねえけどさ。

ほら、昔は人が死ぬと土葬にしたから雨がふると、青白い玉があちちでも、こっちでも、ころころ、ころころ……って。

いまの山崎の八幡神社のまえの道が、こまかいジャリ道だったんだって。そこをさ。それで人魂がでると、何日かしてその近所でお葬式がでるんだって。なーんか不思議だね。

みみずのうどん

月夜のばんでした。ある人が道を行くと、庚申塚のところで、見知らぬ人が茶わんを前に置いて、ぺこぺこおじぎをしていました。

「ああ、うんめえおめんだ。」

そばへ寄ってみたら、茶わんの中には、みみずが入っていたそうです。そして、庚申塔のかげにきつねがいて、こっそりのぞいていたそうです。

出典「こどものための寄居町民話集」

9月10日は下水道の日

～私たちの生活を守る下水道～

下水道は、私たちの生活に欠かすことのできない「水」をきれいにする役割をもっています。「下水道の日」は、その下水道の役割や重要性を広くお知らせし、理解や関心を深めていただくために制定されました。

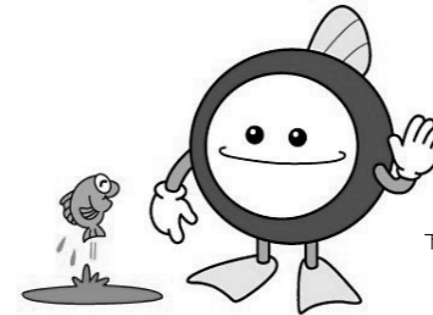
日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの汚れた水(汚水)が、川や海にそのまま流されると、水質汚染が進み、魚が住めなくなったり、悪臭が発生したりします。下水道は、汚水を集め

て処理し、きれいな水にして川や海に帰すことによって、快適な水環境をつくりだす役割を担っています。

町では「荒川上流域関連寄居公共下水道事業」として、都市計画区域を対象に昭和61年から下水道の整備を進めています。下水道を使用できる区域にお住まいで接続が済んでいないご家庭は、できるだけ早く接続してください。

また、下水道は、正しく使うことで下水道管や下水処理場への負担が減り、水環境が守れますので、下水道には油や異物などを流さないよう心掛けてください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎ 上下水道課 ☎ 内線261・262



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

お知らせ 預けて安心！ 自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月から、法務局における「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

この制度は、自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請できる制度です。保管制度を利用すると、遺言書の紛失、隠匿および改ざん等を防止することができます。申請には手数料が必要ですが、従来どおり自筆証書遺言書を自ら保管することや、公正証書遺言書を作成することでもできます。詳細はさいたま地方法務局のホームページをご覧ください。

☎ さいたま地方法務局供託課 ☎ 048・851・1000

お知らせ 軽減判定のための所得の申告をお願いします！

国民健康保険税は、世帯主と国民健康保険加入者全員の、前年中の合計所得が一定額以下の場合に、均等割・平等割が7割、5割または2割軽減されます。軽減判定のためには、所得のない方や扶養となつていて方もあつても、16歳以上(4月1日現在)の国保加入者全員の所得の申告が必要です。これまで軽減制度の該当世帯であつた場合でも、世帯の中に申告を行っていない方がいると、軽減の対象になりませんのでご注意ください。

確定申告書、町民税申告書、給与や年金の支払報告書等で所得を確認できない未申告の方がいて、かつ軽減に該当する見込みのある世帯には、8月中旬に世帯主あてに必要な書類を送付しますので、提出をお願いします。

☎ 税務課 ☎ 内線154・156

お知らせ 熊谷税務署からのお知らせ 面接相談の事前予約制について

税務署での面接相談は、新型コロナウイルス感染症防止策として、ソーシャルディスタンスを確保した受付、相談体制をとっています。面接相談を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせのうえ予約してください。予約がない方が来署された場合は、後日の予約をご案内させていただきます。

事前予約連絡先
熊谷税務署 ☎ 048・521・2905

*自動音声案内で「2」を選択してください。

募集 埼玉県県政ポータル

対 満16歳以上でホームページの閲覧やEメールの利用が日本語でできる方(議員、首長、常勤の埼玉県職員は除く)

内 インターネットアンケートに回答して県政に参加していただきます。

申 県ホームページから応募ください。※詳しくは「県政サポーター」で検索

他 アンケートへの回答でポイントが貯まり、一定のポイントに達した方から抽選で、図書カードを進呈します。

問 県広聴広報課 ☎ 048・830・2850



▲詳細はコチラ